

## 鳥取県手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験料助成事業費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験料助成事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、県内で通訳活動を行っている又は行う意思のある県民が負担する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験料の支援を行うことによって、より高度な技術を持った手話通訳者の育成促進を行うことを目的として交付する。

### （補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的を達成するため、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが行う手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）を受験する県民（鳥取県内に居住する者に限る。）で、県内で通訳活動している者又はする意思のある者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の受験料の額に、2分の1を乗じて得た額以下とする。

### （交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、毎年度2月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、本補助事業の実施を証する受験票その他の書類の写し、支出額を証する領収書その他の書類の写し及び口座振込依頼書（様式第2号）を添付しなければならない。

### （交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### （実績報告の省略等）

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、本補助金の交付申請をもって代えるものとする。

(雑則)

第7条 規則及びこの交付要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月11日から施行し、令和2年度事業から適用する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年度鳥取県手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験料助成事業報告書

1 事業の実施状況

受験者 住所・氏名	受験日	受験料 (単位：円)

2 他の補助金等の活用状況

他の補助金等の活用の有無	有 ・ 無
--------------	-------

(注) 他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。  
(補助金や助成金など名称の如何に関わらず、事業の実施に伴って交付されるものがあれば、「有」としてしてください。)

(他の補助金等の活用が「有」の場合)

他の補助金等の名称	
所管団体（交付元）の 名称及び連絡先	
交 付 額	

様式第2号（第4条関係）

## 口座振込依頼書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

連絡先 \_\_\_\_\_

鳥取県手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験料助成事業費補助金については、  
下記に振り込んでください。

### 記

銀行名	銀行	支店
口座種別	当座	・ 普通
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

番 号  
年 月 日

様

職 氏 名 印

令和 年度鳥取県手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験料助成事業費  
補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験料助成事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び確定額は、次のとおりとする。

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |
| （3）確定額   | 金 | 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）受験料助成事業補助金交付要綱（令和2年6月11日付第202000063369号鳥取県福祉保健部長通知）の規定に従わなければならない。